

1. 郵便局株式会社の自動車保険の販売本会は、郵便局株式会社が損害保険販売を行うことは、既存損害保険代理店の利益を不当に害する可能性が強いと判断して、郵政民営化法第92条を根拠に反対してまいりました。しかしながら、本実施計画（概要）別記「承継会社が行う業務の運営の内容及び見通し」Ⅲ郵便局株式会社が行う業務の運営の内容及び見通し4事業戦略（2）顧客ニーズに応じた多様な金融商品の積極販売におきまして、「損害保険については、民営化時より首都圏の23局において自動車保険販売の取扱いを開始し、その後段階的に取扱郵便局を拡大します。…その他の生損保商品についても、早期取扱開始に向けて、準備を進めます。」と記載されております。首都圏の23局における自動車保険販売については、まず、実施主体である郵便局株式会社において、既存損害保険代理店の利益を不当に害することのないよう格段の配慮をする必要があると考えます。自動車保険商品内容、保険料水準、損害事故処理内容等につきまして、既存損害保険代理店に比べて有利な条件で販売する場合には、明白に郵政民営化法第92条に抵触することになると判断いたします。次に、監督官庁である総務省におかれては、販売状況、郵政民営化法等の法令遵守状況のモニタリングを厳格に行っていただくよう強く要望いたします。また、郵政民営化委員会におかれては、一段と高い見地から、郵便局株式会社および監督官庁の実施状況につきまして総合的に監視いただくよう要望いたします。本計画においては、段階的に自動車保険の取扱郵便局を拡大することになっておりますが、以上の首都圏の23局における販売状況のモニタリング結果に問題があった場合には、取扱郵便局の拡大を認めるべきではないと考えております。
2. 簡易生命保険販売について郵便保険会社（株式会社かんぽ生命保険、「かんぽ生命」）は郵便局株式会社以外の主体に対して簡易生命保険販売の委託を行うのかどうかにつきましては、本実施計画（概要）別記「承継会社が行う業務の運営の内容及び見通し」Ⅴ郵便保険会社が行う業務の運営の内容及び見通し4事業戦略（1）新しい営業モデルの構築におきまして、「お客様の保険加入に関するスタイルの変化に対応した販売チャネルの多様化に向けた検討を行います。」と記載されており、民営化時には、郵便局株式会社以外には委託をしない方針となっております。かんぽ生命が既存損害保険代理店に簡易生命保険の販売委託を行わないことは、上記1の郵便局株式会社による自動車保険販売を認めることと対比して、イコールフットィングの観点から著しくバランスを欠くことになると考えております。平成18年10月18日の郵政民営化委員会第11回会議において、本会が陳述しましたとおり、郵便局株式会社のみが優遇されることは不公平であり、少なくとも、簡易生命保険販売が既存代理店に開放されるまでは、郵便局株式会社に損害保険の販売を認めるべきではないというのが、本会の基本的考え方であります。したがって、郵便局株式会社が、民営化時に首都圏の23局におきまして自動車保険の販売を行うのであれば、同時にかんぽ生命の販売チャネルの多様化を実現し、既存損害保険代理店にも簡易

生命保険販売の道を開く必要があると考えます。もし、何らかの事情により民営化時に簡易生命保険販売の開放できない場合には、今後どのようなスケジュールで販売チャネルの多様化を実施していくのか、より具体的な計画を、民営化時までに日本郵政株式会社が策定し公表する責務があると考えます。